

# 公立小松大学自己点検評価・内部質保証推進会議規則

令和5年1月18日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立小松大学（以下「大学」という。）の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、大学における教育研究及び社会貢献並びに管理運営に係る活動等の状況について自己点検及び評価（以下「評価」という。）を行うと同時に、内部質保証体制の確立と向上を目的として、公立大学法人公立小松大学組織及び運営に関する基本規程第7条に基づき大学に設置する公立小松大学自己点検評価・内部質保証推進会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 評価に関すること
  - ア 評価の実施に関すること
  - イ 外部評価の実施に関すること
  - ウ 学校教育法に定める認証評価に関すること
  - エ その他大学評価に関して必要なこと
- (2) 内部質保証推進に関すること
  - ア 内部質保証の実施に関すること
  - イ その他内部質保証に関して必要なこと

(組織)

第3条 会議は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 事務局長
- (6) 事務局次長
- (7) 総務課長
- (8) その他学長が必要と認めた者

2 前項第8号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 会議に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、会議を代表し、議事その他の会務を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、委員以外の者(学外者を含む。)の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会議が別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、令和5年1月18日から施行する。

2 この規則の施行により公立小松大学自己点検・評価委員会規則(平成30年4月1日規則第8号)は廃止する。

3 第3条第2項の最初の任期は、令和5年3月31日までとする。